

令和4年1月31日

保護者の皆様へ

神戸市

園にて陽性者が確認された場合の取扱いの変更について

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の自宅待機期間が変更されたため、園にて陽性者が確認された場合の登園自粛期間を下記のとおり変更します。

保護者の皆様には、引き続き、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、ご理解の程よろしく申し上げます。

なお、この取扱いは、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。

1. 園にて陽性者が確認された場合の取扱い（下線部が変更箇所）

未就学児は、常時適正な方法でマスクを着用することが難しいこと等を踏まえ、感染拡大が続いている当面の間、下記のとおり取り扱うこととします。

○陽性者と同じクラスの園児は、原則、陽性者との最終接触日の翌日から7日間の登園自粛をお願いします。

（現在、登園自粛中の園児も7日間に短縮されます）

○特に、登園自粛期間中および登園再開後3日間は、ご家庭でお子様の健康観察を行っていただき、発熱等のかぜの症状がある場合は、医療機関の受診をしてください。

○これまで実施していた園児へのPCR検査は、当面の間実施しません。

※上記を原則としますが、保育の実施状況等によってはこの通りにはならないことがありますので、園の指示に従ってください。

2. 園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安

別添のとおり

園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。
 お子様（本人）や同居家族が、以下のうち登園できない状況になった場合には、必ず園に連絡し、園の指示に従ってください。

※下線部が変更箇所

状況	該当者		登園	登園について
	園児	同居家族		
① 感染者になった場合	◆		×	医師や保健所の指示により登園可能（治癒）となるまでの間、登園できません
② 発熱（37.5度以上）等の風邪の症状がある場合	◆		×	症状がなくなるまで登園できません。 ※園児が発熱した際は解熱後24時間以上経過してから登園してください。
		◆	×	症状がなくなるまで登園できません。 ※ただし、同居家族が医療機関を受診し、「感染の疑いや恐れがない」との診断を受けた場合は除きます
③ 発熱等の風邪の症状により検査をする場合	◆	◆	×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登園できません。
④ 濃厚接触者になって検査をする場合	◆		×	検査結果が陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から7日間、登園できません。
		◆	×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登園できません。 ※当該同居家族（濃厚接触者）の検査結果が陰性であっても、発熱等の風邪の症状があるときは登園できません。 ※登園できる状況（陰性かつ無症状）であっても、送迎はお控えください。
⑤ <u>濃厚接触者になったが、無症状であるため検査をしない場合</u>	◆		×	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から7日間、登園できません。
		◆	×	<u>感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から7日間、登園できません。</u>
⑥ <u>きょうだいの在籍する保育施設・学校園のクラスで感染者が確認された場合</u>		◆	△	<u>（きょうだいが無就学児の場合）</u> <u>きょうだいの登園自粛期間（7日間）は登園できません。</u> （きょうだいが無就学児の場合） 登園できます。 例）園児A（弟）と兄Bの兄弟で、 兄Bの在籍するクラスで感染者が確認された場合 ・兄B（きょうだい）が5歳児の場合 → 弟Aは登園できません。 ・兄B（きょうだい）が小学生の場合 → 弟Aは登園できます。
⑦ けが等で入院するために検査をする場合		◆	○	登園できます。

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査のことです。